

○国土交通省告示第千三十八号

航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（令和七年国土交通省令第百十六号）第九条第二項第一号及び第四号の規定に基づき、登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示を次のように定める。

令和七年十二月一日

国土交通大臣 金子 恭之

登録訓練機関の教育の内容の基準等を定める告示

（必要履修科目の教育の内容及び方法）

第一条 航空法に基づく登録訓練機関に関する省令（令和七年国土交通省令第百十六号。以下「登録訓練機関省令」という。）第九条第二項第一号の告示で定める必要履修科目の教育の内容の基準は、次の表に掲げるとおりとする。

必要履修科目	必要履修科目の履修方法	必要履修科目の時間数
1 訓練実施の意義	講義及び演習	三時間以上
2 ヒューマンファクターの概要		

### 3 技能発揮訓練の概要

2 登録訓練機関省令第九条第二項第一号の告示で定める教育の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 講師一人につき同時に訓練を受ける者の数が二十人以下であること。

二 オンラインで訓練を行う場合は、当該訓練が別表第一で定める基準に適合するものであること。

（登録訓練機関管理者及び講師に対する研修）

第二条 登録訓練機関省令第九条第二項第四号の告示で定める登録訓練機関管理者に対する研修の基準は、別表第二のとおりとする。

2 登録訓練機関省令第九条第二項第四号の告示で定める講師に対する研修の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 登録訓練機関の講師になろうとする者又は当該講師に係る研修を受けた後三年を経過する者が、当該登録訓練機関において受けなければならぬ研修の内容の基準は、次のイからハまでに掲げるものであること。

イ 研修科目が次に掲げるものであること。

講師の服務及び心得

技能発揮訓練に関する知識

(3)(2)(1)

訓練の指導方法

- 口 研修方法が講義及び演習であること。  
ハ 時間数が三時間以上であること。

一 講師に対する研修が、講師に必要となる知識及び能力を十分に有し、研修を適切かつ確実に行なうことができるものと認められる者により行われるものであること。

三 登録訓練機関が研修の基準に変更が生じた場合その他の臨時に研修の実施が必要と認める場合においては、講師に対する研修を受けさせること。

別表第一 オンライン訓練の実施基準

一 訓練内容	第一条第一項の表に定める必要履修科目の範囲を満たす訓練内容であること。
二 訓練時間数（教材の閲覧及び受講者が受講した事実並びに教材の閲覧及び視聴等による訓練	

三 質 疑 応 答	<p>時間が第一条第一項の表に定める必要履修科目の訓練時間数以上であることを、次に掲げる方法により確認すること。</p> <p>イ 受講者を一箇所に集合させず、ビデオ会議ツール等を用い、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら講義及び演習をする方法</p> <p>ロ 使用されている映像教材又はウェブサイト動画等について、動画の再生記録やパーソナルコンピューターの操作記録等に基づき受講状況を確認する方法</p> <p>ハ イ及びロに掲げるもののほか、訓練時間について合理的に証明することができる方法</p>
受講者からの質問を受け、回答できる体制を整えること。	

別表第二 登録訓練機関管理者に対する研修の内容及び方法の基準

内容	登録訓練機関の運営の方針に関する事項	
講義 方法	<p>訓練事務の実施及びその管理の体制に関する事項</p> <p>訓練事務の実施及びその管理の方法に関する事項</p> <p>訓練事務の実施及びその管理の改善に関する事項</p>	<p>一 基本的な方針に関する事項</p> <p>二 関係法令及び訓練事務規程その他の訓練事務の実施基準の遵守に関する事項</p> <p>三 取組に関する事項</p>

附 則

この告示は、航空法等の一部を改正する法律（令和七年法律第五十五号）の施行の日（令和七年十二月一日）から施行する。